

70

井田正義
昭和三十九年九月六日
著者○古賀謙

この論文は「みなと縦」の規則改正以後の取扱いに関する問題を主題とする。

著者　西井崇志

ふねる「みなし機」の規制改正以後の取り扱いに関する質問主意書

平成二十九年六月四日 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する法律」(以下「風適法等改正規則」とする)が公布された。同改正規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(以下「風適法施行規則」とする)第八条に定める「新しく新規に設置されるやうのある遊技機の基準」(以下「遊技機基準」とする)に基づいて、出玉規制や当たり玉出玉規制を強化するなど、パチンコ業界に変革を迫る内容になつてゐる。

現在合法にパチンコホールに設置されている遊技機とは、

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風適法」とする)第十一十条に定める検定(以下単に「検定」とする)を通過した型式と属する遊技機(以下「検定機」とする)
- ・検定の有効期間の終了前に風適法第十一十条に定める認定(以下単に「認定」とする)を受けた遊技機および認定の有効期間の終了前に再度認定を受けた遊技機(以下「認定機」と総称する)
- ・検定または認定の有効期間である三年を経ても認定を受けたまま設置し営業に用ひている遊技機である

る「みなし機」

の二種類がある。

出玉規則や大詰たり出玉規則の見直しに伴う現在バーハコホールに設置されている遊技機の大詰は風漁法等改正規則の施行後は遊技機導入を廃止しなくなる見込みである。他方で同改正規則では検定機および認定機に関する経過措置として、同改正規則の施行日（以下同じ「施行日」とする）前に検定または認定を受けた遊技機については、当該検定または認定の有效期間は引き継がせながら、即ち営業に用いると認められる。

地方風漁法等改正規則においては、「みなし機」などの正確な取り扱いが示されておらず、従つて、この際、業界の混乱を未然に防止するため、さわゆる「みなし機」の規則改正以後の取り扱いに関する講議がはじめて實現する。

一 政府にむかひて、かつて検定機であったものの当該遊技機が属してこた判定の認定の有效期間が終了しきり認定を受けたことない状態で営業の既に始めてから遊技機（以下「旧検定機」とする）、及び、かつて認定機であったものの当該遊技機が認定の有効期間を経てから再度認定を受けてふたたび状態で営業

の用ひ非あたへる遊牧業（以下「田認定機」）がある（つゝい、やがて全國のまことに廻り田地に
種度設置されてゐるか把握してゐるか。

〔一〕 風漁法では田檢定機または田認定機を商業にて用ひる事は禁じてゐる。
〔二〕 風漁法等改正規則では、ばかに「國が賦役商業にて用ひてゐる田檢定機または田認定機を、施行日以後も而も繼續して用ひる事は禁じてゐる。田認定機を設けてゐる。

反面改正規則で「ばらの種度設置を設けてゐた場合、田檢定機及び田認定機は田耕制や大耕せり
田耕制など」の技術標準にて出題され、「耕しておき心をやめるおそれのある技術機」と位置付けられ、田
検定機または田認定機を用いた商業は風漁法第「十一条に違反するものとして罰則の対象となる」事が
が、政府の見解を取つ。

四 政府は先の総務林太郎相提田の質問に対する答弁（内閣農業第一九二二年三月）内に「専め心に廻る事
にては、専めの精神心をそそるおそれがある」といひ、風漁法に基いても公職が実業な規制を行はれてゐる事
あり、前該規制の範囲内で行われる商業につきては、刑法（明治四十一年法律第四十五号）第百八十五条规定
規定ある點に該当しないと考へてゐる。」と答えてゐる。

当該答弁の反対駁駁として、述べておきますが、遊技機基準に抵触する性能を有する遊技機を商業で用いた場合、当該商業は風適法の範囲を超えてゐるとして罰法第百八十五条の適用に該当する可能性があると想えますが、政府との見解を聞か。

五 略禁止は、一〇〇四年七月に風適法施行規則を改正、施行した際、略禁法（昭和二十九年法律第百六十一号）第六十条第一項の規定に基いて都道府県警察に対し、「遊技機および出目記録装置を用いたばかりの屋の商業を二〇〇六年六月三日まで免ぜて一年間取り締めいただき」と認定したところの事実である。

仮にしたがってもあつた場合、当該行政指導は到底免れ得ないと思われるが、かかる風適法上の解釈に迷ひがあるのであったか、政府の見解を聞か。

六 政府として、違法な商業活動を緊急かつ早期に行政指導を行ふこと、当該行政指導を従つた事業者が結果として損害を被つた場合、当該行政指導に及ぶべき賠償の実質となるが、政府の見解を聞か。

政府の見解は如何か。

右質問なり。